

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、学校感染症と診断されましたら、速やかに学校へ連絡をしてください。

なお、登校の際は『学校感染症等による出席停止申告書』を保護者で記入し、担任まで提出してください。医療機関による文書の証明は必要ありません。(ただし療養の期間、登校時期は医師の指示に従ってください。)

『学校感染症等による出席停止申告書』は、学校でお受け取りになるか学校のホームページからもダウンロードできます。

学校感染症と出席停止期間の基準

《学校保健安全法施行規則第19条より》

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種感染症	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	同上
	ペスト	同上
	南米出血熱	同上
	痘そう	同上
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	同上
	ラッサ熱	同上
	マールブルグ病	同上
	ジフテリア	同上
	特定鳥インフルエンザ(病原体が鳥インフルエンザAウイルスH5N1及びH7N9)	同上
	急性灰白髄炎	同上
	中東呼吸器症候群	同上
第2種感染症	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第3種感染症	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	同上
	腸管出血性大腸菌感染症	同上
	腸チフス	同上
	パラチフス	同上
	流行性角結膜炎	同上
	急性出血性結膜炎	同上
	その他の感染症(状況によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	同上

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

※新型コロナウイルスにおいて、無症状の感染者に対する出席停止期間の基準は、検体を採取した日から5日を経過するまで。